

炭酸飲料の日本農林規格

制 定	昭和49年6月27日農 林 省 告 示 第 567号
改 正	昭和51年6月25日農 林 省 告 示 第 609号
改 正	昭和55年2月9日農林水産省告示第 145号
改 正	昭和55年2月25日農林水産省告示第 208号
改 正	昭和61年8月2日農林水産省告示第1273号
改 正	昭和63年12月9日農林水産省告示第1973号
改 正	平成元年11月22日農林水産省告示第1563号
改 正	平成2年9月29日農林水産省告示第1225号
改 正	平成3年8月8日農林水産省告示第1007号
改 正	平成6年3月1日農林水産省告示第 435号
改 正	平成6年12月26日農林水産省告示第1741号
改 正	平成8年4月4日農林水産省告示第 424号
改 正	平成9年2月17日農林水産省告示第 248号
改 正	平成11年1月5日農林水産省告示第 1号
改 正	平成18年8月2日農林水産省告示第1052号
改 正	平成27年5月28日農林水産省告示第1387号
最終改正	平成29年10月20日農林水産省告示第1572号

(適用の範囲)

第1条 この規格は、炭酸飲料に適用する。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
炭 酸 飲 料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）の適用のある果実飲料を除く。 1 飲用適の水（以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの
フ レ ー バ リ ン グ	炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ピューレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 4 乳又は乳製品

(規格)

第3条 炭酸飲料の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
性 状	1 色が良好であること。 2 清涼感のある香味を有し、かつ、異味異臭がないこと。 3 フレーバリング以外に起因する混濁及び沈殿がないこと。 4 二酸化炭素の溶和が良好であり、かつ、微細な気泡が持続的に出るこ

	と。
ガ ス 内 圧 力	別表に適合するものであること。
添 加 物	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006）3.2の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。 2 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 3 1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあっては、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法 (2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法 (3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法 (4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法
内 容 量	表示量に適合しているものであること。

- 2 原材料として使用する水は、遊離塩素を除去したものでなければならない。
- 3 使用する二酸化炭素の純度は、99.95%（容容）以上でなければならない。
- 4 使用する砂糖の灰分は、電導度測定法により測定して0.03%（無水物換算）以下でなければならない。
- 5 使用する異性化液糖の灰分は、電導度測定法により測定して0.015%（無水物換算）以下でなければならない。

（測定方法）

第4条 前条の規格におけるガス内圧力の測定方法は、20℃にした試料をガス内圧計に固定した後、一度ガス内圧計の活栓を開いてガスを抜き、再び活栓を閉じ、ガス内圧計を振り動かして指針が一定の位置に達したときの値をMPaで表わすものとする。

別表（第3条関係）

区 分	ガ ス 内 圧 力	
第2条の表の炭酸飲料の項の1に掲げるもの	0.29MPa以上であること。	
第2条の表の炭酸飲料の項の2に掲げるもの	(1) 果汁、果実ピューレー、乳又は乳製品を加えたもの並びに果汁又は果実ピューレーを加えずに果実又は果汁を印象付ける色及び香りを付けたもの	0.07MPa以上であること。
	(2) (1)以外のもの	0.10MPa以上であること。

最終改正の改正文・附則（平成29年10月20日農林水産省告示第1572号）抄
平成29年11月19日から施行する。

附 則

- 1 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の炭酸飲料の日本農林規格により格付の表示が付された炭酸飲料については、なお従前の例による。
- 2 この告示による改正後の第3条第1項の表添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成31年5月19日までの間は、なお従前の例によることができる。